

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律について（平成 25 年改正）

1. 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とすることとした趣旨及び理由について

交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、配偶者暴力防止法の対象拡大が被害者及びその支援者団体から求められてきました。

配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、被害者に対する支援（相談・援助・保護）や重大な危害を生じさせるおそれがある場合における保護命令等の制度を定めたものですが、生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手をいう。以下同じ。）からの暴力についても、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、配偶者暴力防止法の対象とすることとしたものです。

特に、被害者と加害者が同居している事案については、ストーカー規制法による禁止命令の適用が難しいとされており、日時の特定期間や証拠の収集が困難な場合があることから刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難なケースがあるなど、我が国の法制度上、迅速な被害者救済を図ることが難しいのが実情となっている中で、保護命令制度の適用による救済の必要性が高まっています。

他方で、配偶者暴力防止法における保護命令制度は、ある者が将来的に他の者を害するおそれを国家機関が判断し、予防的観点から、個人の行動の自由を刑罰を担保として制限するという現行法制上特別なものであることから、その適用範囲については、保護命令の発令の必要性が認められるとともに、客観的・外形的に判断しうる明確性を有するものであることが必要とされています。

これらを踏まえ、今般、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力である場合については、①配偶者（事実婚の相手方を含む。）からの暴力と同様に、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、かつ、外部からの発見・介入が困難であると考えられるものであること、②被害者の保護のために加害者に対する退去命令が必要とされる事案も想定されること、③生活の本拠を共にする関係にある場合の主たる判断要素である「生活の本拠を共にすること」は、外形的事情を踏まえて裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されると整理し、配偶者暴力防止法において保護命令の対象とすることとしました。

2. 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を「準用」することとした理由について

配偶者暴力防止法において配偶者からの暴力及びその被害者について特別の施策が講じられてきた経緯及び理由に鑑みると、「配偶者」と「生活の本拠を共にする交際相手」とは、婚姻意思の有無及び婚姻届の有無という点で被害者と加害者との関係性の程度が異なるため、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」を配偶者暴力防止法上「配偶者からの暴力」と全く同一のものとして位置付けることは難しいと考えています。

しかし、その共同生活の態様の類似性から、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」については「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」ということが認められ、ストーカー規制法や刑法による救済が困難であり、配偶者からの暴力の被害者と同様の救済の必要性が認められることから、「準用」という形で配偶者暴力防止法の対象とすることとしたものです。

なお、「準用」というのは、「ある事項に関する規定を、それに類似するが異なる事項について、必要な変更を加えた上で当てはめることをいうこと」とされておりますが、準用の規定方法によっては実質的に適用したことと法的な効果は変わらないものとするのが可能です。

今回の改正で追加した第28条の2では、準用する条項の範囲は限定しておらず、条項の読み替えについても「生活の本拠を共にする交際相手」であることによる必要最小限に留めていることから、配偶者暴力防止法に定められる施策については実質的に全て適用されることと同じ効果が生ずるようにしています。

3. 「生活の本拠を共にする」かどうかの判断について

「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものとして考えています。

なお、「生活の本拠」という概念自体は、民法や現行の配偶者暴力防止法の保護命令などにおいても用いられている概念であり、人の生活の中心である場所をいうなどと解されているところです。

生活の本拠の所在については、住民票上の住所によって形式的・画一的に定まるものではなく、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されるべきものと考えていますが、補充的に意思的要素も考慮されることもあると考えています。

したがって、

- ・ 居住期間の単純な長短のみで「生活の本拠を共にする」かが決まるものではなく、
- ・ 生計が同一であるかどうかという点も、「生活の本拠を共にする」かどうかの判断に当たっての主たる要素とは考えられないものと考えています。

なお、具体的な判断に当たっては、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払名義等の資料から認定することができる場合はもとより、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、「生活の本拠を共にする」と判断することになると思われます。

4. 「事実婚」との違いについて

現行の配偶者暴力防止法においては、「配偶者」には「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と定めています（第1条第3項）

いわゆる法律婚と事実婚の違いについては、「婚姻意思」「共同生活」「届出」のうち、「届出」がないものが事実婚として整理されるのが一般的です。

今回、対象とする「生活の本拠を共にする交際相手」については、さらに「婚姻意思」も認められない、「共同生活」のみを送っている場合を想定したものです。

したがって、共同生活を送っているが「婚姻意思」が認定されないために、「事実婚」としての救済対象とならなかったようなケースが、今回新たに保護の対象となるものとなります。

5. 「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」を除くこととした理由及びその立証責任の所在について

生活の本拠を共にする交際という概念は幅広く、例えば、

- ①専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェアなど）
- ②福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）
- ③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活

などが入りうるため、このような共同生活を対象から除外するために、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く」と定めることとしました。

具体的に「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいる」か否かについては、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共同生活の実態を参考にしつつその有無を判断することになると考えています。

なお、保護命令の申立てをする場合においては、被害者は生活の本拠を共にする交際であることを立証し、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」の該当性については、相手方（加害者）が立証責任を負うことを想定しています。

6. 元「生活の本拠を共にする交際相手」の取扱いについて

現行の配偶者暴力防止法においては、配偶者から暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受けた場合についても適用対象としていることから、生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力等を受けた場合についても、同様に適用対象となるようにしています。

なお、保護命令については、配偶者の場合と同様に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消した場合において、その元「生活の本拠を共にする交際相手」から引き続き受ける暴力により被害者がその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、元「生活の本拠を共にする交際相手」に対する保護命令の発令を可能としています。